

1 社随意契約する理由

業 務 名	集排高委第 1 号 高根地区農業集落排水処理施設機能強化工事施工監理等業務委託
1 1 社随意契約する理由	<p>村上市財務規則第 133 条第 3 項第 2 号の規定による (目的・性格)</p> <p>本業務は、令和元年度「高根地区農業集落排水事業汚水処理施設実施設計業務委託」の成果を基に機能強化工事の施工監理業務及び設計書作成を委託するものです。</p> <p>契約相手方である新潟県土地改良事業団体連合会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」により、発注関係事務を公正・適切に支援できる公的機関として認定されており、県内においても同様の業務を受託した実績があります。</p> <p>また、高根地区農業集落排水施設の建設時より事業に携わっており、今回の機能強化工事の設計も行っていることから、設計内容及び業務に必要なデータ等の保持や現地状況を把握しております。</p> <p>つきましては、機能強化事業に関連する業務を一体かつ効率的に作業ができる唯一の業者であるため随意契約するものです。</p>
2 随意契約の相手方	新潟市中央区長潟 138 番地 新潟県土地改良事業団体連合会 会長 三富 圭一